

東伊那景観形成住民協定書

(前文)

東伊那地域は、西に中央アルプス連山、北に地域のシンボルである高鳥谷山を望み、満天の星を仰ぎ見ることができる静寂な夜空と、豊かな緑や清流に恵まれた美しい自然と、歴史ある文化が調和された素晴らしい田園地域です。

遠い先祖が培ってきたふるさとの風土、やすらぎの美しさを今に生きる私たちは、地域の景観を誇りとして守り育て、更に次世代に引き継いで行くために、この協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、東伊那地域の環境整備と景観形成に必要な事項について協定し、美しい景観まちづくりを進めることを目的とします。

(景観形成住民協定地域)

第2条 この協定の対象となる地域(以下「協定地域」という。)は、東伊那全域とします。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定地域内の土地所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権者並びに賃借権者の3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」という。)

(協議会)

第4条 この協定の運営に関する事項を処理するため、東伊那景観形成住民協定協議会(以下「協議会」という。)

2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

(協定地域内における協定者の責務)

第5条 協定者は、協定を遵守するとともに、協定地域内の環境美化に努めます。

(景観形成基準)

第6条 協定地域内における良好な景観の創出のための必要な基準(以下「景観形成基準」という。)を定め、これに適合するように努めます。

(協定地域内における行為の届出等)

第7条 協定地域内において、次に掲げる行為、又は手続等をしようとする場合は、協議会と協議するものとします。

- (1) 農振除外(農振除外申請)
- (2) 農地転用(農地転用申請)

- (3) 建築物、工作物等の新築、増築、改築(内部改装のみは除く)、移転、外観の変更
- (4) 土地の造成(農地以外の利用目的を図るもの)や、柵、擁壁等の設置
- (5) 屋外広告物の設置
- (6) 自動販売機の設置

2 第1項の協議に係る必要な事項は、別に定めます。

(審査会)

第8条 協議会は、前条の規定による協議について審査するため、審査会を設置します。

- 2 協議会長は、前条の規定による協議があった場合は、すみやかに審査会を開催し、景観形成基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合は、その旨を文書をもって申請者に回答するものとします。
- 3 協議会長は、前項において、当該協議に係る行為が、景観形成基準に適合しない場合、又は景観形成基準に定めのない事項で地域の環境に影響を及ぼす恐れがあると判断される場合は、説明会の開催を求めることができるものとします。
- 4 審査会の構成、運営など必要な事項は別に定めます。

(協定の効果)

第9条 協定地域内の権利を移転する場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐものとします。

- 2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとします。
- 3 協定地域内では、協定者以外の土地所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権者並びに借地権者等に対しても、この協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

- 第11条 この協定書の内容、及び景観形成基準を変更しようとする場合は、第3条同様権利者の3分の2以上の合意を必要とするものとします。
- 2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とするものとします。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附則

平成14年4月1日施行 「東伊那道路景観形成住民協定書」は、「この協定書」施行と同時に廃止する。

この協定は、平成19年 7月 6日から効力を発するものとします。

平成19年 7月 6日

協定締結代表者

東伊那景観形成住民協定協議会

駒ヶ根市東伊那 2398 番地 20

会 長 原 茂

